

令和 2 年 度

定期監査等結果報告書

(福 祉 課)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和元年豊前市監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 福祉課

(2) 範囲 令和2年4月1日から令和2年11月30日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等をおこなった。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和3年2月12日

イ. 講 評 令和3年2月26日

(3) 期 間 令和3年1月12日 ～ 令和3年2月26日まで

7. 監査の結果

福祉課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 業務委託の自動更新契約について

各種契約において、「期間が満了する1箇月前までに、甲乙いずれからも契約終了の申し出がない場合、期間満了日の翌日から一年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。」という自動更新契約が見受けられた。

地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

契約においては、債務負担行為の要否及び長期継続契約の可否について関係各課と協議し、契約の主旨を十分に精査のうえ契約事務にあたられたい。

2. 徴収対策及び滞納整理について

保育料及び生活保護費返還金の滞納整理に関して、滞納者ごとに債権管理台帳を整備し、金銭を受け取る権利を正当に行使できるよう、債務者に関する情報、債務者との細かなやり取りをしっかりと記録に残し管理されたい。

また、納付誓約等により時効の中断の手続きを行い徴収の努力を怠ることなく励むとともに、債務者死亡による相続人不存在、破産免責及び時効成立等により、やむを得ず債権が消滅した場合は、速やかに不納欠損処理をされたい。